

10月からスタートしました

個人情報保護制度

一人ひとりのプライバシーを守るために

突然、ダイレクトメールが郵送されてきたり、販売などの電話がかかってきたりということはありませんか。自分の情報が他人に漏れているのではないが、勝手に使われているのではないが、誤った情報が流れているのではないか、と不安になったことはないですか。個人情報を含む名簿やデータが日常的に取り引きされ、売買の対象となるなど、個人情報の利用はますます拡大しています。

市では、市民のみなさんのプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報の管理には細心の注意を払っています。しかし、個人情報の利用が拡大している現在では、個人のプライバシー保護の要求はさらに高まってきています。

そこで、市では一人ひとりのプライバシーを守り、個人の権利利益を保護するために「津山市個人情報保護制度」を10月からスタートさせました。この制度は、個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自分の情報を見たり、訂正したりする権利などを保障することにより、公正で信頼される市政の推進に役立てるものです。

「津山市個人情報保護制度」の2本柱

個人情報適正に扱うためのルールを規定
個人情報の開示・訂正・削除・中止請求権を保障

個人情報適正に扱うためのルール

個人情報を適正に扱うためのルールを次のように定めています。

1 収集の制限

市が個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、必要な範囲内で原則として本人から直接収集します。また、思想、信条、宗教、社会的差別の原因となる恐れのある事項は原則として収集しません。

2 利用・提供の制限

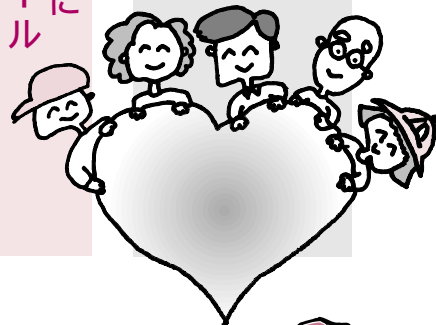
目的の範囲を超えて個人情報を市の内部で利用すること、外部へ提供することは原則として行いません。

3 適正な管理

個人情報は最新のものを正確に保有するようにします。漏えい、滅失、改ざんなどがないよう適正に管理し、不要になった情報は、速やかに廃棄または消去します。

4 個人情報取扱事務の届け出、目録の閲覧

市で個人情報を取り扱う事務の内容については、市総務課に届け出られます。届け出の内容をまとめた目録は閲覧することができます。



個人情報保護について教えてください



Q 個人情報って何ですか？

A 個人情報とは、氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、職業、学歴、財産収入その他の一切の事実、評価などの個人に関する情報で、本人が特定できるものをいいます。

Q 10月以前、個人情報は保護されていなかったのですか？

A 10月以前でも「津山市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」のもとで厳重な取り扱いがされてきました。個人情報保護制度では、市が持っているあらゆる文書（紙の文書、公簿、名簿などを含む）が対象となり、いつものプライバシーの保護に努めます。

Q 個人情報の開示請求ってだれでもできるのですか？

A 開示などの請求ができる個人情報は、自分自身の情報（自己情報）だけで、請求は本人に限りできます。請求者の対象年齢は、意思能力があると判断されるおおよそ15歳以上となりますが、未成年者は親権者が代理で請求することもできます。

Q 高校生の私とこの制度は関係あるのですか？

A この制度では、だれでも自己情報を正当にコントロールできる権利が与えられています。ですから、未成年でも自分の情報の取り扱いに興味を持つ一方で、他人の個人情報の取り扱いにも配慮するよう心がけてください。

個人情報の開示・訂正・削除・中止請求権を保障

市民のみなさんに、市が持っている個人情報について、次のような権利を保障しています。

1 開示請求

自分に関する個人情報については、本人であれば開示の請求ができます。

2 訂正請求

自分に関する個人情報に事実でないことがあるときは、その情報の訂正を請求できます。

3 削除請求

自分に関する個人情報、収集のルールに違反して集められたと分かったときは、その情報の削除を請求できます。

4 中止請求

自分に関する情報が、目的外利用および外部提供のルールに違反していると分かったときは、個人情報の利用などの中止を請求できます。

個人情報の開示などを請求するには

請求の窓口 市総務課

必要なもの 運転免許証、パスポートなど本人であることが証明できるもの

通知 開示の請求があった日から15日以内に開示するかしないかを決定し通知します（訂正などの通知は請求の日から30日以内）

開示の方法 市が指定する日に市総務課で行います。開示を受けるには、自己情報開示決定通知書と本人であることが証明できるものを持参してください

開示の費用 閲覧は無料です。ただし、写しなどの交付を希望するときは、その作成費用を負担していただきます

自分の個人情報の開示を請求しても、法令などの規定がある場合や、開示することにより請求者以外の人の正当な権利利益を侵害する恐れがある場合などは、情報を開示できないこともあります

個人情報の開示などの請求に対する決定に不服があるときは、異議の申し立てができます

市民のみなさんへ

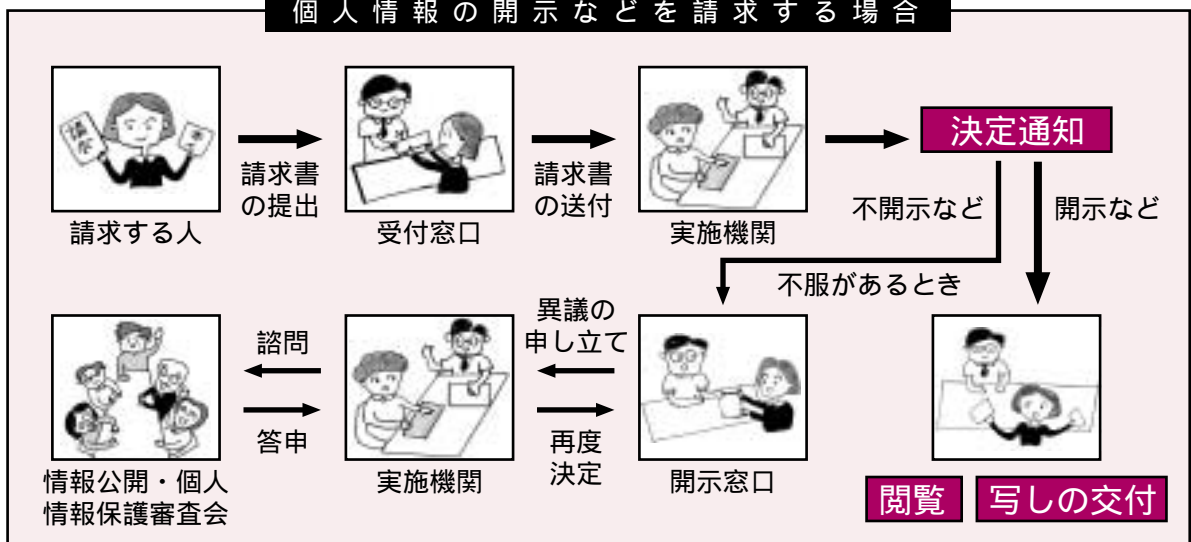
市民のみなさんは、個人情報の保護の重要性を理解し、他人のプライバシーを侵害することのないよう努めましょう。

事業者のみなさんへ

事業者のみなさんは、個人情報の保護の重要性を理解し、個人情報の取り扱いにはあたっては、プライバシーを侵害することのないよう努めなければなりません。

事業者の行う個人情報の取り扱いについて、苦情・相談があれば、市総務課で受け付けます

個人情報の開示などを請求する場合



個人情報保護制度についてのお問い合わせは、市総務課（市役所3階） ☎ 32 2041 へどうぞ。